特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	障害者福祉サービス関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、障害者福祉サービス関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉サービス関連事務
②事務の概要	＜自立支援給付の支給に関する事務＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、自立支援給付について、自立支援給付支給の申請・決定・異動の管理を行うとともに、それぞれの状態にあわせて通知書の発行や名簿等の確認帳票類の出力を行い、障害福祉サービス(国事業分のみ)における受給者・市町村に関する情報について静岡県国民健康保険団体連合会に提出する。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第20条） ②介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定（障害者総合支援法第19条、第21条、第22条、第29条、第30条） ③特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第34条、第35条） ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給（障害者総合支援法第34条、第35条） ⑤地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第51条の6） ⑥地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定（障害者総合支援法第51条の5、第51条の7） ⑦計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第51条の17、第51条の18） ⑧計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（障害者総合支援法第51条の13、第51条の16） ⑨療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（障害者総合支援法第70条、第71条） ⑩高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第76条の2） ⑪高額障害福祉サービス等給付費の支給（障害者総合支援法第76条の2） ⑫障害支援区分の認定（障害者総合支援法第21条） ⑬障害支援区分の変更の認定（障害者総合支援法第21条、第24条第4項及び第5項） ⑭介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理（障害者総合支援法第24条） ⑮介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定（障害者総合支援法第19条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条） ⑯地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理（障害者総合支援法第51条の9） ⑰地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定（障害者総合支援法第51条の7、第51条の9） ⑱地域生活支援事業に関する事務（障害者総合支援法第77条、第78条） ⑲他の法令による給付との調整（障害者総合支援法第7条） ＜自立支援補装具の支給に関する事務＞ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の補装具交付・修理について、申請・決定・異動処理や各種通知書・券の発行などの対象者管理、対象者の実績管理、福祉行政報告例などの統計帳票出力処理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①補装具費の支給申請の受理（障害者総合支援法第76条） ②補装具費の支給決定（障害者総合支援法第19条、第76条） ③高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理（障害者総合支援法第76条の2） ④高額障害福祉サービス等給付費の支給（障害者総合支援法第76条の2） ⑤他の法令による給付との調整（障害者総合支援法第7条） ＜地域生活支援事業の実施に関する事務＞ 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業に関わる日常生活用具給付・貸与について、申請・決定・異動処理や各種通知書・券の発行などの対象者管理、対象者の実績管理、統計帳票出力処理を行う。 特定個人情報ファイルは、番号法及び障害者総合支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。 ①地域生活支援事業に関する事務（障害者総合支援法第77条、第78条）

③システムの名称	自立支援給付システム、自立支援補装具システム、地域生活支援日常生活用具システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表項番117 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第21条 番号法別表「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給（に関する事務）」又は「障害福祉サービス」を含む項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉相談課
②所属長の役職名	福祉相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴・シティプロモーション課　市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所　福祉相談課
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員(会計年度職員等を含む)を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成28年4月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
令和6年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署	①福祉課　②福祉課長	①福祉相談課　②福祉相談課長	事後	組織変更による
令和6年4月1日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所 福祉課	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所 福祉相談課	事後	組織変更による
令和6年6月12日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	番号法別表第二	番号法別表	事後	根拠法改正による
令和6年6月12日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第二	番号表別表	事後	根拠法改正による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出